

井川町みよりの未来農業継続補助金 ※令和7年4月1日から

町の農業経営の継続及び農作業の省力化を図るため、町内で農業を営む農業者、農業法人等に対し、農業機械の導入等に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。

■補助対象者

- 町内に住所を有していること。
- 営農を5年以上継続する者。
- 前年の農業収入が100万円以上の者。新規就農者等で前年の収入が無い場合は、その見込みのある者。
 - ・ただし、以下に該当する方は補助対象者になりません。

- (1) 申請日から5年以内に、金額に関わらず当該補助金の確定通知を受けた者
- (2) 申請日から5年以内に、金額に関わらず当該補助金の確定通知を受けた者が同一世帯等にいる者

■補助対象経費

補助対象者等	補助金の額	交付条件	補助対象事業
<ul style="list-style-type: none">・農業者又は農業法人で、申請年度の<u>3年前と比較して</u>、経営面積が<u>30a以上拡大</u>しているか、翌年度までに拡大する見込みのある者・補助対象経費の合計が<u>1,000,000円以上</u>のもの	<ul style="list-style-type: none">・補助率 <u>1/2</u>・限度額 1,500,000円・千円未満切捨て	<ul style="list-style-type: none">・拡大後の経営面積を<u>3年間減少させない</u>こと。(町長が認める特別な理由・事情等により面積が減少した場合はその限りではない。)	<ul style="list-style-type: none">・農業経営の継続及び農作業の省力化に必要な農業機械の導入(中古品も可) トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、乾燥機用集塵機、色彩選別機、もみ摺機、もみ殻散布機、農業用ドローン、除草用機械、畑作用機械など
<ul style="list-style-type: none">・農業者又は農業法人	<ul style="list-style-type: none">・補助率 <u>1/3</u>・限度額 1,000,000円・千円未満切捨て		<ul style="list-style-type: none">・その他町長が不相当と認めるものは補助対象事業としない。

- 消費税並びに地方消費税相当額は、補助対象経費となりません。
- 他に国・県等の補助金を活用している場合、当該補助金を除いた額を補助対象経費とします。
- 中古品は、農機具販売を営む者から購入したものに限ります。(個人間の売買などは対象外)

■交付の申請

補助金交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添付してお申し込みください。

■交付金の支払い等

補助金実績報告書(様式第7号)に必要な書類を添付して提出してください。審査後、交付条件等に適合すると認められたとき、交付額を確定します。

- 【実績報告に必要な書類】 補助金実績報告書 購入したものの領収書、納品確認検査を受けた書類
 経営面積の確認が取れる書類・・・営農計画書、農地利用集積計画書(翌年度面積拡大見込の方) など

事業の詳細や申請様式等につきましては、井川町HPをご覧くださいか、お気軽にお問い合わせください。

【井川町産業課 産業振興班】 ☎018-874-4418